

「やっさだるマン着ぐるみ」の貸出・使用についてのガイドライン

令和4年4月

はじめに

このガイドラインは、「やっさだるマン着ぐるみ」が、「観光のまち、三原」の実現のため、市民一人一人がふるさと三原の魅力を再認識するとともに、市の魅力をPRするために作製したことを踏まえて、「やっさだるマン着ぐるみ」を使用する人が、着ぐるみに入る人も含め、着ぐるみを正しく、安全に使用し、イベント等で事故等が発生しないよう、万全の配慮をしていただくためのガイドラインとして制定したものです。

なお、「やっさだるマン着ぐるみ」の具体的な取扱いについては、「三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」使用に関するマニュアル」をよく読み、ご理解した上でお使いください。

(1) 名称

三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ(略称「やっさだるマン着ぐるみ」)

(2) 使用基準

ア 著作権

「やっさだるマン着ぐるみ」に関する著作権や使用の承認に係る権利は、三原市に属します。

このため、「やっさだるマン着ぐるみ」を使用する場合は、必ず三原市に届出をしてください。詳しくは、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用取扱要綱に基づき、貸出しの手続きを行ってください。

イ 貸出しと使用のガイドライン

「やっさだるマン着ぐるみ」は、三原市の観光のイメージアップに寄与するものや、保育園児や幼稚園児などの保育や教育に寄与すると見込めるイベント等に貸出しを行います。

したがって、特定企業の販売促進等につながるイベント（ただし、三原市が「共催」、「後援」などの形で関与しているものは除く。）に対しては、貸出しを行いません。

また、「マスコットキャラクター」を使用した商品等を推奨したり、品質を保証したりするものでもありませんので、このようなイベント等に対しても、貸出しを行いません。

なお、個人的なイベント（結婚式、パーティー等）、企業の非営利イベント、福利厚生イベント等については、事前にご相談ください。

ウ 貸出し方法や費用負担について

- ① 着ぐるみに入る方は、キャラクターのイメージを守るため、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」使用に関するマニュアルに留意して使用してください。
- ② 着ぐるみに入る人に謝礼等を支払う場合は、イベントの主催者において予算措置をお願いします。